

# 住んでいない物件を活用しませんか

市では、所有者が継続して維持管理することができない空き家を有効活用するため「空き家バンク」を開設しています。



## 全国的に増える空き家

近年、地域における人口減少や高齢化による生活形態の変化などにより、住宅を中心とした空き家が全国的に増加しています。

本市も例外ではなく、適切な維持管理を行わないまま空き家を放置していると、倒壊したり不審者が侵入したりするなど、地域住民の生活環境にさまざまな悪影響を及ぼす可能性があります。

また、老朽化した空き家が原因で隣家などへ被害を与えたときは所有者の責任になることがあります。

場合によっては、相続権のある人にも責任が及ぶことがあるので注意が必要です。

## 空き家を有効活用しませんか

市では、市内に空き家（戸建て）を持ち、賃貸・売買を希望する人と、空き家を利用したい人をつなぐ「空き家バンク」を開設しています。空き家バンクは、物件

情報を市に登録することで空き家バンクホームページ（[http://www.akiya-navi.com/unari\\_akiya\\_bank](http://www.akiya-navi.com/unari_akiya_bank)）などで公開され、物件を利用したい人からの希望を募ることができる制度です。

## 契約手続きは 仲介業者が行います

空き家を所有している人と利用したい人が安心して手続きできるように、契約などについては市と協定を結んでいる千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の会員が仲介します。なお、仲介料がかかりますので注意してください。

## 利用の流れ

### 空き家を所有している人

① 建築住宅課（市役所5階）または空き家バンクホームページにある物件登録申込書などを同課へ提出する

② 市職員などの立ち会いの下、現地調査を行い、契約内容や修繕の有無について確認する

③ 市が空き家バンクホームページ

などで物件情報を公開する  
④ 空き家を利用したい人から契約の希望があり次第、千葉県宅地建物取引業協会の仲介の下、契約を行う

### 空き家を利用したい人

① 建築住宅課または空き家バンクホームページにある利用者登録申込書などを同課へ提出する  
② 空き家バンクホームページなどで空き家の登録情報を確認し、見学を希望する物件があれば同課（☎20・1564）へ連絡する  
③ 市職員などと現地で見学を行い物件の状態や契約内容などを確認する

④ 利用する空き家を決めたら、千葉県宅地建物取引業協会に仲介を依頼し、契約を行う  
※くわしくは建築住宅課へ。

空き家バンクの利用イメージ図

